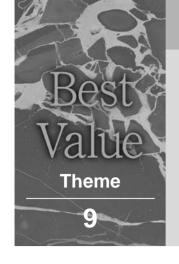
[6] 都市・産業政策



全国のリサーチパークの現状と課題

戦略調查事業部 研究員 丸山 智由

はじめに

我が国においては、研究開発機能の集積や地域産業の発展を目的とした研究開発拠点、いわゆる「リサーチパーク」が日本全国各地に立地している。しかしその大半が、長引く不景気の影響等で、企業や研究機関の誘致が進まず、苦戦を強いられている。そこで、全国のリサーチパークの形態と現状抱える問題点を整理しつつ、今後のリサーチパークのあり方の検討を行う。

尚、本稿は、国土交通省都市・地域整備局からの委託 調査として、共同研究を行った成果の一部を取りまとめ たものである。

全国のリサーチパークの現状

1. リサーチパークの定義

「リサーチパーク」は、法律上定義された言葉ではない。 平成12年度国土交通省「効率的整備のためのサイエンス シティ・リサーチパークの評価手法検討調査」では、「リ サーチパーク」を以下の定義で使用している。

[表 1] サイエンスシティ・リサーチパークの定義

- 複数の「研究開発機能」¹⁾ およびその「関連機能」²⁾ を集積している。
- 2. 「集積する事業主体が相互に連携を図り、新技術や 新製品の開発を目指そうとする動き」を活発化する 機能 ³⁾ を伴っている。
- 3. 民間企業が入居 4) している。
- 4. 地域経済社会の活性化を狙っている。

出所:国土交通省(2000)「効率的整備のためのサイエンスシティ・ リサーチパークの評価手法検討調査」

- 1) 国公立の研究所や試験場(公設試)、民間の研究所、大学などを意味する。
- 2) 研究開発を支援する機能と、研究開発成果の商業化を担う機能とする。
- 3) 立地機関・企業を構成員とした交流会に技術開発・製品開発を義務 づけたものや産官学間の共同研究の場を提供するものなどを指す。
- 4) 分譲・賃貸・譲渡など形態を問わないものとする。

2. リサーチパーク形成に寄与している法律

リサーチパークを直接定義づける法律は存在しないが、国の各種産業支援施策が基となり、日本全国にリサーチパークが作られた経緯がある。以下では、これらの施策を整理する。

1)テクノポリス法

テクノポリス法(高度技術工業集積地域開発促進法)は、83年に制定され、89年までに26地域の計画が承認された。テクノポリスの施策内容としては、先端技術産業の誘致とハイテクパーク等のインフラ整備のほか、地方公共団体の工業技術センター等の強化や第3セクター(以下3セク)の研究所の設置、テクノポリス開発機構等による産学官交流、研修指導、研究開発・助成等の事業展開等を含んでいる。

2) 民活法

1986年に制定された民活法(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法)は、経済社会の基盤作りに役立つ公的施設の整備に民間の資金や能力を活用するもので、対象施設には研究開発・企業化を支援するリサーチコアや、電気通信研究開発を促進するテレコムリサーチパークも含まれる。同法に基づいたリサーチコアでは、インキュベータ、研究開発、交流支援、人材育成などの業務を行うことにより、テクノポリスを支援するとともに、大都市内部や地方中核都市においても中小企業の新技術への挑戦支援、ソフトウェアなどのベンチャー企業を育成するなどの役割を果たしている。

3) 頭脳立地法

テクノポリス法制定から5年後の1988年に制定された 頭脳立地法(地域産業の高度化に寄与する特定事業の集 積の促進に関する法律)は、ソフトウェア業や自然科学 研究所の集積を促進するものである。同法の集積促進計 画は、94年までに26の地域の計画が承認された。頭脳立 地地域の過半数はテクノポリス地域と重複しており、テ クノポリス地域における非製造業の立地を促進する効果 を果たしたといえる。

4) オフィスアルカディア構想(地方拠点法)

「オフィスアルカディア構想」は、旧通産省が地方拠点法に位置付ける業務拠点地区の推進に関するものであり、大都市圏への一極集中を是正し、地方の自立助長を図るため、大都市圏に過度に集中している企業のオフィスや研究所等の地方への移転を促進する構想である。地域振興整備公団等が造成を行っている。

5) 産業クラスター

産業クラスターは、わが国の地域産業が取り巻く厳しい環境を改善するために、地域において成長性ある新規分野を開拓する産業・企業の創出を目指して、各地域経済産業局が地方自治体と共働して世界市場を目指す企業を対象に、これら企業を含む産学官の広域的な人的ネットワークを形成、かつ経済産業省の地域関連施策を総合的・効果的に投入するものである。

現在、約3,800社の世界市場を目指す中堅・中小企業、約200大学の参加を得て、全国で19プロジェクトを展開している。

具体的な施策としては、①産学官の広域的人的ネットワークの形成、②地域の特性を活かした技術開発の推進、③起業家育成施設(インキュベータ)の整備等である。今までの施策は、国主体によるハード面の整備を重視した施策であるのに対し、本施策は、地域主導によるソフト面の充実に重点を置いた施策といえる。

6)知的クラスター

知的クラスターとは、地域の大学や研究機関の知的連携によって、革新的な新産業・新技術を創出しようというシステムのことである。一つひとつの小さな連携が、ぶどうの房(クラスター)のように大きなかたまりに育つという意味が込められている。

知的クラスター創成事業とは、特定の技術領域に特化し、地域の知的創造の拠点たる大学、公的研究機関などを核とし、関連研究機関、研究開発型企業などが集積する研究開発能力の拠点(知的クラスター)の創成を図り、将来の「日本版シリコンバレー」の形成を目指す事業である。政府予算額として、年間60億円(1地域あたり5億円程度)、事業期間は平成14年度から18年度までの5年間を予定している。

事業の概要としては、「知的クラスター本部の設置」、「専門性を重視した科学技術コーディネータ等の配置」、「大学の共同研究センターなどを核とした産学官共同研究の実施」、「研究成果の特許化及び育成に係る研究開発の実施」、「研究成果の発表のためのフォーラム等の開催」等がある。

7) 国主体から地域主体へ

わが国のリサーチパークは20世紀までは、国の法律や

指針に従ってパークが整備され、基盤整備は国の特殊法 人が担当し、進出企業に対する支援も国の法律に基づい て融資や税制の優遇措置が決められており、立地地域の 自治体は、独自性を全く出せない状況にあった。

今世紀になって講じられた、産業クラスター、知的クラスターは、クラスターの中心に大学等を据えるか、地域の研究開発型企業を据えるかの違いはあるが、地域が独自に産業の活性化に向けた施策が講じられることができる状況になってきている。

[表2] リサーチパーク関連の国の施策

1970年	筑波研究学園都市建設法制定・施行
1983年	テクノポリス法(高度技術工業集積地域開発促
	進法)制定
1986年	民活法(民間事業者の能力の活用による特定施
	設の整備の促進に関する臨時措置法)制定
1987年	関西文化学術研究都市建設促進法施行
1988年	頭脳立地法(地域産業の高度化に寄与する特定
	事業の集積の促進に関する法律)制定
1992年	地方拠点法(地方拠点都市地域の整備及び産業
	業務施設の再配置の促進に関する法律)の制定
	に基づき地域振興整備公団がオフィスアルカデ
	ィア事業を実施
1997年	集積活性化法(特定産業集積の活性化に関する
	臨時措置法)の制定
1999年	新事業創出促進法の制定
2001年	産業クラスター計画(経済産業省)の推進
2002年	知的クラスター創生事業(文部科学省)の実施

出典:価値総合研究所作成

3. リサーチパークの形態

リサーチパークの形態は、大きく筑波研究学園都市のようなパーク型と、京都リサーチパークのようなビル型の2つに分類できる。分譲(賃貸を含む)する土地の有無によって、インキュベータで創業支援をした企業が成長した時の受け皿としての機能として、最終的な役割を果たすことになるが、インキュベータと分譲の間の賃貸工場等の施設が今のところ不十分で、支援した企業がなかなか育たないという問題も生じている。

[表3] リサーチパークの形態

パーク型	ビル型
【誘致型地域開発】	【内発型地域開発】
(例)筑波研究学園都市	(例) 京都リサーチパーク
民間企業等に分譲(又は賃貸) する土地区画を有するもの。 センター施設などにインキュ ベータや賃貸オフィスが整備 されているもの。市街地以外 ではこれに属するものが多い。	建物の中に、民間企業等に賃貸する部屋を有するもの。インキュベータや貸工場もこれに含まれる。市街地ではビル単独の形態が多い。

4. リサーチパーク内の施設

リサーチパーク内の施設は、全国各地域で様々であるが代表的なものを整理すると、**[表4]** になる。

「表4] 主なリサーチパーク内の施設

センター施設	運営・管理業務、各種・サービスの 提供・斡旋を行うための施設		
生産施設(工場)	研究開発以外の加工・組立・製造な ど生産活動を行うための施設		
研究機関	国立研究所、公設試験場、財団・3 セク・民間の試験研究機関、および 企業の研究開発部門		
インキュベータ	創業を図ろうとする者及び創業間もない企業、新分野に進出しようとする中小企業のために低料金で貸事務所・貸研究室や共通サービスを提供したり、経営等のコンサルティングや資金の援助等を行う施設		
オープンラボ	開放型試験研究施設、自由に利用で きる試験研究設備と研究開発指導体 制を整備した施設		
大学施設	大学キャンパス、大学独自の研究 所・研究室、地域共同研究センター などの施設		
交流施設	情報や技術・技能の交流が行える会 議室、多目的ホール、交流サロンな どの施設		
研修施設	技術者講習、セミナーなど人材育成 をするための研修室、実習室、実験 室などの施設		
技術情報 提供施設	企業情報、技術情報、人材情報など の情報検索機能や、各種情報誌など を提供する施設		
産学連携事務所	学術研究の先端的なシーズと産業の 現場におけるニーズは何かといった 先端と現場を結びつきを斡旋する専 門官のいるオフィス		
TLO (技術移転機関)	大学の研究成果を適正な対価で市場 に移転し、研究資金を還元させるた めの機関		

出典:価値総合研究所作成

センター施設、交流施設、研修施設、インキュベータ、研究機関は整備されているのが一般的である。大学施設は今まではあまり多くなかったが、最近では、国立大学の独立行政法人化や、少子化に伴い、大学の経営が見直されて、以前より産学連携が活発に行われるようになってきており、新川崎の慶應義塾大学や、本庄の早稲田大学など、大学が主体となって積極的に進出するケースや、地方の国立大学がパーク内に地域共同研究センターを設

置するケースなどの動きが見られるようになった。これにより入居企業との産学共同研究を通じて、新技術・新製品開発を迅速に進めることが期待される。

ただ、当初の計画では、上記のような施設を整備する 予定であったが、長引く不況の影響で、生産施設(工場) のみが立地する、いわば、工業団地となってしまったリ サーチパークも日本には数多く存在するのが現状であ る。

5. リサーチパーク設立の目的

平成12年度の国土交通省都市・地域整備局が全国のリサーチパークを管理・運営に携わっている自治体に対して行ったアンケート調査で、リサーチパークの整備の目的を聞いたところ、「研究開発機能や知的財産の集積」、「新規産業創造の促進」、「連携交流の活性化」、「企業誘致の達成」、「地域の経済規模拡大」が最も多く、「税収の拡大」、「事業収益の獲得」を目的にしているリサーチパークは少なかった。

「図1] リサーチパーク整備の目的



出所:国土交通省(2000)「効率的整備のためのサイエンスシティ・ リサーチパークの評価手法検討調査|

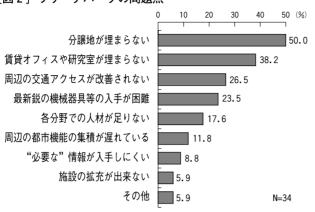
6. 現状のリサーチパークの問題点

1) 創業期と成熟期の間の支援の不足

平成14年度の国土交通省都市・地域整備局が行った全国のリサーチパークに対するアンケートでは、現状の問題点に関して聞いている。問題点として最も多かったの

は、「分譲地が埋まらない」であり、企業誘致の難しさ が浮き彫りとなっている。

[図2] リサーチパークの問題点



資料: 国土交通省 (2003) 「競争力あるサイエンスシティ・リサーチ パークの形成に向けた検討委員会」

ただ一方で、インキュベータは、入居率100%を維持しているところが数多く存在している。問題はインキュベータを出た企業に対する受け皿が著しく不足していることにある。

2) 各主体の統一性の欠如

平成14年度の国土交通省都市・地域整備局の調査研究では、全国のリサーチパークの評価のためのマニュアルの作成を行っているが、そこで問題にしているのは、リサーチパークの管理・運営においては、設立に携わった公団、3セク、財団、自治体等がそれぞれバラバラに活動するケースが多く、パーク全体での状況の把握が行われていないことである。

各主体の統一性が欠如している場合、リサーチパーク の事業を改善したくても、なかなか進まないという状況 が生じている。

リサーチパークの整備の方向性

1. 花巻市起業化支援センターの事例

リサーチパーク整備の方向性について、花巻市起業化 支援センターを例にあげ述べていく。

花巻市起業化支援センターは、平成8年に、国及び岩 手県の支援により、新規起業、新分野への進出、研究開 発を目指す企業をサポートする拠点として開設した。セ ンターでは、二人の常勤のインキュベーション・マネー

5) 平成15年に設立、企業誘致や創業支援、既存の地域産業の活性化 等によって、地域の産業振興に成功した事例の中から、その成功の 原動力として、地域産業振興への熱き思いを胸に精力的で卓越した 活動を展開した中心的人物を選定 ジャーと新規創業者向けの貸研究室、既存企業向けの貸 工場、開放試験設備が整備されている。

ここの施設の特徴としては、

- (1)優れたインキュベーションマネジャーの存在
- ②創業期から成熟期まで事業段階に応じた入居施設

という2点にある。

前者に関しては、インキュベーション・マネジャーの 先駆者として佐藤利雄氏の名は全国的に有名であり、平 成15年には、内閣官房及び経済産業省による「地域産業 おこしに燃える人」⁵⁾ にも選ばれている。

後者に関しては、花巻市起業化支援センターには、貸研究室の他に、貸工場が整備されていることにある。貸工場は、30坪から150坪まで幅があり、企業規模に応じた設備となっている。

現状、分譲地に企業が進出することは、相当厳しい状況の中で、インキュベータ入居期間終了後の支援を充実させることは、パークの運営上、および、地域産業を発展させるためには、とても重要となっている。

また、花巻市は、現在、花巻市独自の起業化支援センターの評価システムの構築を行っている。全国に先駆けたこのシステムの構築が実現されると、関係主体による統一的で、より効率的な企業支援が確立することになる。

2. 整備の方向性のポイント

最後に、今後、全国のリサーチパークの整備を効率的 に進めるためには、段階別に以下の点に留意する必要が ある。

新規にリサーチパークを整備をする場合は、第一に整備コストを極力抑えるために、廃校等の既存施設を有効活用することである。立派な施設すぎると、入居企業にとって、外へ出て会社を大きくするという意欲を薄らぐ要因にもなりかねない。

第二に、インキュベータだけでなく、貸工場、貸用地 の整備を合わせて行うことである。これは地方だけでな く都市部でも、臨海工業地帯のブラウンフィールドを有 効活用すれば、用地は十分に確保できるはずである。

既存のリサーチパークの場合は、関係主体(自治体、財団、公団等)が一体となって評価システムを確立させることである。関係主体が集まって、リサーチパークの目的、各組織の役割分担および責任を明確にすることで、企業に対する支援の充実、リサーチパークの安定的な運営につながることになる。